

新型コロナウイルス感染症対策技術結集事業補助金 F A Q

1 申請資格関連

	質 問	回 答
1	京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者1社と大学等研究機関のグループで応募することは可能か。	大学等研究機関はグループの構成企業には認められませんが、中小企業者単独で申請可能です。なお、大学等研究機関への受託（共同）研究費は補助対象経費に含めることができます。
2	グループで申し込む場合で、いずれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうなるか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。
3	これから起業する個人又は法人が応募することは可能ですか。	本事業では既に事業に取り組んでいる事業者を対象としているため、個人及びこれから起業する法人は対象としておりません。
4	令和元年度「企業の森・産学の森」推進事業にグループ構成企業として採択されました。今回、新型コロナウイルス感染症対策技術結集事業補助金に応募することは可能ですか。	年度に限らず過去に「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「企業の森・産学の森」推進事業、「中小企業共同型ものづくり支援事業」、「小規模製造業設備投資等支援事業」、「次世代地域産業推進事業」のいずれかに採択された企業でも、本事業の趣旨に沿う事業であれば応募可能です。
5	様式及び添付書類は、構成企業毎に提出することは可能ですか。	様式及び添付書類は、迅速に処理を行うため、グループの代表企業がなるべくまとめて同時に提出してください。ただし、難しい場合はご相談ください。
6	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。
7	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は応募できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、御注意ください。
8	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要ですか。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にご相談ください。